**平成２３年（フ）第３５２号**
福岡県古賀市天神４丁目２番33号
債務者　古庄　美幸
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５１１号**
福岡県古賀市天神７丁目２番１号
債務者　片山　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５２９号**
福岡市城南区金山団地56番406号
債務者　山崎　梨馨（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５３９号**
福岡市南区横手３丁目20番３号
債務者　しらき印刷こと　白木　　定
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５４０号**
福岡市南区横手３丁目20番３号
債務者　白木ヒサヨ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５５４号**
福岡県大野城市白木原１丁目９番９号ヨシズミハイツ101号
債務者　柴山　　惇
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５７５号**
福岡市南区弥永４丁目11番１―203号
債務者　松本　憲昌
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５７９号**
福岡市東区和白丘２丁目８番20号
債務者　櫻木　雄文
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５８０号**
福岡市早良区干隈５丁目30番２号
債務者　武田　英世
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６０１号**
福岡市南区三宅２丁目９番15―202号
債務者　高本　信靖
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６０２号**
福岡市博多区堅粕５丁目３番７―702号
債務者　矢野かおる（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６３１号**
福岡市博多区博多駅南３丁目２番27―405号
債務者　佐野　浩之
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第６３７号**
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目14番地４　511号
債務者　山本　　滋
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２１号**
岩手県花巻市吹張町４番31号、前住所岩手県花巻市豊沢町７番23号
債務者　浅沼　　浩
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２２年（フ）第２３号**
千葉県館山市北条855番地の４
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２３年（フ）第１０４号**
山梨県韮崎市旭町上條南割3314―13　山梨県立あゆみの家、住民票上の住所山梨県甲府市岩窪町319番地レジデンス．スズキ205
債務者　功刀とし江
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第８０号**
愛知県一宮市浅野字東大土109番地３
債務者　今井　美香（旧姓島岡）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第１４４１号**
大阪市東成区東中本３丁目21番１―400号
債務者　藤井　広美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部